**倫理審査経費及びその支払い方法に関する契約書**

【研究機関名称・申請者氏名】（以下、「甲」という）と【研究依頼者・代表者等名称】（以下、「乙」という）と特定非営利活動法人臨床研究の倫理を考える会（以下、「丙」という）は、次のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条　総則

甲は、本研究の倫理審査業務を丙に委託し、丙は、これを受託した。よって、本契約において、本研究の審査に係る経費（以下、「倫理審査経費」という）及びその支払い方法について定める。

第2条　本研究の内容

本研究の内容は、次のとおりである。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 研究課題名 |  | | | |
| 研究区分 | 侵襲 | □有　□有（軽微） □無 | 介入 | □有　　□無 |

第3条　倫理審査経費の請求及び支払い

倫理審査経費は、審査回数に係わらず200,000円、50,000円とする。

1. 乙は、倫理審査経費を甲における本研究の実施のために必要な費用と認め、倫理審査経費を丙に支払うことに同意する。なお、乙の丙に対する倫理審査経費の支払いは、甲の指示に基づく支払い方法の簡便化が目的であり、乙が甲に代わり丙に対して業務を委託するものではない。また、乙が直接丙に倫理審査経費を支払うことにより、乙の甲に対する支払い義務及び甲の丙に対する支払い義務が履行されたものとみなす。
2. 丙は、初回審査月の翌月に請求書を発行し、乙に倫理審査経費を請求する。
3. 乙は、請求書受領日の翌月末日までに、丙の指定する銀行口座に振り込むことにより倫理審査経費を支払う。
4. 倫理審査経費の支払いに伴い発生する振込手数料は、乙の負担とする。
5. 甲、乙及び丙は、倫理審査経費の請求書発行及び支払いにあたり必要となる適格請求書（インボイス）発行事業者の登録番号が、それぞれ以下の通りであることを確認する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 甲： | 乙： | 丙：T3010005018348 |

第4条 消費税及び地方消費税

乙は、第3条に定める倫理審査経費の支払いに際し、消費税額及び地方消費税額を加算した額を支払う。

1. 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、倫理審査経費に消費税率を乗じて得た額とする。

第5条 有効期間

本契約の有効期間は、本契約締結日より乙の丙に対する倫理審査経費の支払いが完了した日までとする。

第6条 本契約の変更

本契約の内容に変更の必要が生じた場合は、甲乙丙協議の上別途変更のための契約を締結する。

第7条 協議

甲、乙及び丙は、本契約に定めのない事項または本契約の内容等に疑義が生じた場合、誠意をもって協議し、円満に解決する。

以上

本契約締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各々1通を保有する。

西暦　　　　　年　　　月　　　日

甲：【所在地】

【研究機関名称】

【申請者職名・氏名】 印

乙：【所在地】

【研究依頼者・代表者等名称】

【代表者職名・氏名】 印

丙：東京都中央区京橋二丁目2番1号

特定非営利活動法人臨床研究の倫理を考える会

理事長 印